

高教組速報

■あなたも高教組に！ ■
賃金交渉関係
(全教職員配付用)

2011年度 第24号

発行日：2012年1月20日(金)

発行：長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

編集責任者：馬場 隆

現給保障廃止問題 第3回県教委交渉

各年度の減額上限1万円で3年間支給の「改善」案を示す

長崎高教組は1月19日、現給保障廃止問題に関わって第3回の県教委交渉を行いました。高教組からは平井委員長、島津実教部部長ほか6人、県教委は鳥山教職員課長ほか5人が出席。

県教委は、前回の交渉で高教組が「全廃の年度

を延ばすべき」「減額幅が大きく、激変緩和が不十分」などと要求したことを踏まえ、全廃の年度を1年延長し、2年目・3年目も減額上限を1万円とする改善提案(下欄及び裏面参照)を示しました。

▼現給保障の廃止についての提案内容(1月19日現在 表中の波線部が前回提案より「改善」した点)

推移 年度	長崎県教委の提案		
	当初提案	前回(1月11日)提案	今回(1月19日)提案
2012年 4/1以降	現給保障額の半額(2万円を超える場合にあつては、2万円)を減じた額を支給する	現給保障額の半額(1万円を超える場合にあつては、1万円)を減じた額を支給する	現給保障額の半額(1万円を超える場合にあつては、1万円)を減じた額を支給する
2013年 4/1以降	現給保障額が4万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が <u>3万円を超える</u> 場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が <u>2万円を超える</u> 場合に限り、その額を超える額を保障する
2014年 4/1以降	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額が <u>3万円を超える</u> 場合に限り、 <u>その額を超える</u> 額を保障する
2015年 4/1以降	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない

全国で2県しか廃止を決めていない中 拙速に決めるべきではない

高教組は「前回のわれわれの指摘に応える形で改善提案をしたことは評価するが、問題は残っている」として、あらためて次の点を指摘し、改善を求めました。

(1) 全国で現給保障廃止が決まったところは依然として2県のみで、国の動きも不透明な状況だ。急ぐ課題ではない。凍結すべきだ。

(2) 今回の提案でも、以下の点で問題がある。

① 3年目まで支給されることになったが、それでも、4年目には2～3万円減額になる人が

出る。これでは激変緩和措置として不十分。

② 高教組が指摘してきている40代の実習教員への特別の対応がなされていない。2級格付けが全国最悪であることから起こっている問題として特別の対応をすべき。

こうした指摘に対し、県教委は「合意に向けて努力する」という立場に立ち、もう一度交渉の場を設定し、検討を加えることを明らかにしました。

高教組は全ての教職員の要求を念頭に、その実現に全力を傾けています。あなたの加入が職場を明るく元気づけます。待っています!

